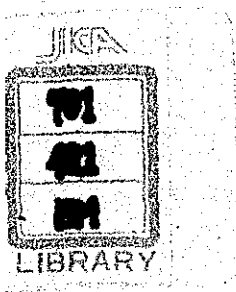


☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆
☆☆
☆☆ アルゼンチンにおける会社設立に関する調査 ☆☆
☆☆
☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

1972年5月

海外移住事業団



目 次

1. 会社設立について ----- 1

 (1) 社員の数 ----- 1

 (2) 設立関係書類 ----- 1

 (3) 資 本 ----- 1

 (4) 払込資金の凍結 ----- 2

 (5) 会社設立の経費 ----- 2

2. 特徴について ----- 3

 (1) 株式会社 ----- 3

 (2) 有限責任会社 ----- 4

 (3) 合 名 会 社 ----- 4

3. 会社の形態に関する結論 ----- 4

※ 本調査書は企業移住希望者および技術移住者の現地資料として活用するため、当事業団フエノス・アイレス支部を通じ、現地調査機関 "Argentine Far East International Consultant" に委託したものである。

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 9. 13	701
登録No. 14865	48.1
	EM



1. 会社設立について

(1) 社員の数

- ア. 株式会社は最低10名の株主(社員)を要し、最高限度はない。
- イ. 有限責任会社の社員は最低2名、最高20名とし、設立後採用された社員は、5名を超えない限りこの数には入れない。
- ウ. 合名会社は、最低2名
最高については、現行規定では規定はないが、通常最高は5名。
当国の商法によつて定められたこの種の会社は、その他の形式の会社による利益や便宜に対するメリットにおいて、年々低下している。

(2) 設立関係書類 *notario*

- ア. 株式会社は、公証人により作成された公正証書により設立される。
すなわち、設立証書 (Acta de Constitución) ならびに定款 (Estatuto) の2種類。
- イ. 有限責任会社は、公正証書または私文書をもつて設立され、通常は私署証書、すなわち会社契約 (Contrato Social) によりなされ、公正証書作成に要する経費を省く。
- ウ. 合名会社は、その資本が10ペソを超えるときは慣習的に、私署証書(書面による契約、会社契約)によつて設立されなければならない。

(3) 資本

- ア. 株式会社は、その設立に当り最低払込資金を必要とする。
認可資金の最低20%は引受資本とし、引受人は引受資本の少くとも10%は亜国銀行その他に現金預託

の形で払込んでいなければならない。

引受額の50%は完済されなければならない。

亜国法は、伊、独、スイス、メキシコ等の各国と異り最低額は決めていない。

反対に、ある特定の事業の場合には、最低額が定められている。

すなわち、輸出入等の場合、会社の形式は如何様なものであれ、最低3万ペソは払込まなければならない。

イ. 有限会社はその設立に当り、最低50ペソの資本を要し、1ペソまたはその倍数に分割される。

実際面においては、この種会社の資本は、貿易のように特定の業務が必要とする最低額で充分である。

ウ. 合名会社は最低資本の規定はなく、慣習による。

(4) 払込資金の凍結について

設立認可手続の間、登記が完了するまで払込資金は凍結される。

政府の関係機関は、認可または登記が完了すればその解除をなす。

ア. 株式会社は、その発足と認可までの間、払込資金の銀行預託を必要とする。

イ. 有限会社は、その登記に当り、引受資本の50%は払込まなければならない。

預託は、前条と同じく国立、公立銀行、または銀行のない所では著名な商社等に対してなされる。

ウ. 合名会社はこの点に関し規定なし。

(5) 会社設立の経費

印紙税法によつて定められた経費は、すべての場合共通である。

ア. 株式会社は、公証人関係義務経費、法令公布、登記、

等の諸経費。

- イ. 有限責任会社は、私署文書または公正証書の何れかをもつて設立する自由を有し、公布ならびに登記の義務経費を要す。

2 特徴について

(1) 株式会社

ア. 商法によれば、“種類の如何を問わず、企業または事業を目的とする資本の単純なる結合である。”

株主の影響が絶大である株式会社は同族会社と呼ばれる (Sociedad Anonima de Familia)。

- イ. 一定期間存在可能の法人である。
- カ. 株主の責任は出資額に限定され、第三者を保護し、公称資本には“タッチ”出来ないこととなつている。
- エ. 株式は原則として譲渡出来ることとし、定款に制約を明示することは妨げない。
- オ. 社名を有せず、また社員名をもつて社名としない。
会社の目的をもつて社名とする。
社名は個人的ならびに社員の連帯責任をあらわし、責任を構成する社員はその行為について義務を負う。
- カ. 管理は社員により遂行される機関より行なわれる。
- キ. 内部管理は、管財人 (Sindico) が行なう。
- ク. 会社の統括、取締りは総会に集合した株主によつて行なわれる。
- ケ. 外部監査は、下記の者の任務とする。
- コ. 法人監査院 (Inspeccion General de Personas Juridicas)
 - 亜国中央銀行
 - 有価証券委員会 (Comision de Valores)
 - 株式市場管理局 (Superintendencia de Bolsas)

- 銀行管理局 (Superintendencia de Bancos)
- 保険管理局 (Superintendencia de Seguros)

(2) 有限責任会社

- ア. 社員の協力ならびに監査を認める点、合名会社のノ形体と認められる。
- イ. 所有株式に責任を限定する点株式会社に相似している。
- ウ. 最高社員数を制限する。
- エ. 銀行、保険、クレジット等の業務は出来ない。
- オ. 資本または株式の割当額は会社に関係のない第三者には譲渡不可能であるが、社員5名以上の場合には、総資本の半を占める社員の賛同があればその限りではない。その反対の場合、全員の賛同を要す。
- カ. 社員のノ名または数人の死亡、禁治産宣言、または破産等により解散できない。

(3) 合名会社

- ア. 社員は例外なしその責任に限度なし。
- イ. この種会社の活動は、極めて制限されており、資本は少ない。

3. 会社形態に関する結論

会社形式の設定に要する I、II にのべられた事項、特徴、調査は要するに下記の如きことである。

- (1) 活動ならびに行動範囲。
- (2) 設定せんとする会社の規模とその重要性。
- (3) 社員の性格
- (4) 年間業務量ならびにその生産に関する推定。
- (5) 資本ならびに技術の出所
- (6) 関係国内法

以上は合名会社を除き、1.~2.の会社設定に要する事項である。

前述の事項の重要性は、株式譲渡の容易さ、株式の無記名、株主の運動の便宜、株主死亡の際税金処理の便宜等により、株式会社を勧め得る会社形式とするものである。

有限責任会社は、無記名性について代表性が少く、より意義の少ない商業形体に限定される。

したがって、銀行ならびに公式機関は、その代理を株式会社に指定する。

以 上

